



始



上海滿鐵調查資料 第十篇 (滿鐵支那月誌特刊)

中華民國十九年十一月一日より同  
八日まで南京に於て開かれたる  
**全國工商會議**

南滿洲鐵道株式會社  
上海事務所研究室



145-216

凡例

一、全國工商會議（民國十九年十一月一日から八日迄於南京）の梗概を叙せんとして筆を執つたが、全提案實に四百余、一々この内容を記載せんには多大の時間を要する。且つ又發表されたものも發表されぬものもあり、依つてこの提案の題目及提案者並にその結果の一覽表を作成し、他は各項につき重要なりと思はれるものだけを畧叙した。

一、工商會議の決議なるものは、政府に對して拘束力を有するものでない。併し工商即ち實業關係に關する中國最近の表示の比較的集團されたものである點に興味を覺へる。而してこの會議に表示されたものに對する、批判や解説に就いては何等の記述を爲さなかつた。即ち工商會議とはこんなものであつたといふ、アウトラインが判れば筆者は満足する。

昭和五年十一月初旬

於南京里見甫

滿鉄  
東京支社  
寄贈本



凡例

一



# 全國工商會議內容目次

## 第一節 工商會議の組織と其内容

- 一、各省政府派遣の會員……二、關係各部派遣の會員……三、各市政府派遣の會員……四、工商部指定の部員……五、工商部指定の列席員……六、招聘せる工商業家……七、招聘せる工商專家……八、招聘せる華僑

## 第二節 工商會議開會、提案とその審査

- 一、提案の範圍……二、大會の議事日程……開會式及提案の分類

## 第三節 提案分類一覽表

- 一、工商政策及行政法規事項……二、國際貿易及運輸事項……三、勞資問題及科學管理……四、金融及稅捐……五、工業の發展及國貨提唱及其保護……六、失業問題及商工業救濟

## 第四節 工商政策及行政法規に關する審査及決議 (第一組)

- 第一組の審査……重なる提案の内容とその結果……一、國內工商業の聯合進行……二、工商政策綱要……三、鐵礦及廢鐵の輸出禁止……四、外人の在華企業取締……五、保護政策の確立……東北基本工業の維持



第五節 國際貿易及運輸に關する審査及決議 (第二組)

第二組の審査、重なる提案の内容及其結果……國際貿易……一、海外直接貿易の發展策

第六節 勞働問題及科學管理に關する審査及決議 (第三組)

第三組の審査、重なる提案の内容及其結果……第一項勞資協調問題……一勞資協調實現方案……

第二項科學管理

第七節 金融及稅捐に關する審査及決議 (第四組)

第四組の審査、提案の審査並に決議

第八節 工業發展及國貨提唱並に保護に關する審査及決議 (第五組)

第五組の審査、重なる提案の内容及其結果……第一項基本工業……基本工業創設の獎勵……製

鐵……製糖……第二項固有工業……第三項國貨提唱……第四項工業品の品質統一

第九節 失業救濟及工商業救濟に關する審査及決議 (第六組)

第六組の審査……第一次失業救濟……第二次工商救濟

第十節 全國工商會議宣言及閉會式

一、全國工商會議宣言



全國工商會議

(中華民國十九年十一月一日より八日まで於南京)

里 見 甫

第一節 工商會議の組織と其内容

工商會議は訓政時期の工作計畫によれば、その第三年目に開く筈であつたが、國內實業の狀況及國民經濟の情形は之を緩ふする能はずなし、本年五月行政院に請ふて許可を得たものである。會期は九月十六日から一週間いふ豫定であつたが、戰亂の爲め延期されて結局十一月一日から八日迄南京勵志社に於て開かれるに至つたものである。その開會の爲の費用は銀九千九百廿元、き定められた。工商會議を組織する人員の内容は

(一)各省に於て工商行政を主管する廳長  
(二)行政院に隸屬する各市の社會局長

(三)工商部招聘の下記人員 (甲)工商業を經營して聲望ある國內の人物或は華僑、二十四人乃至三十人。(乙)工商に關し専門の學識あるもの十人乃至二十人。

(四)工商行政に關係ある各部、會の代表。

全國工商會議 (里見)



全國工商會議 (里見)

(五) 工商部の指定せる部員十人乃至十五人。

にして提出する議案は(一) 工商部及各部會より提議せるもの、(二) 地方政府より建議せるもの、(三) 會員の提案  
(四) 會員五人以上の紹介により工商界よりの建議に分つた。大會に出席せる會員は次の如くである。

一、各省政府派遣の會員

- |       |     |        |        |     |            |
|-------|-----|--------|--------|-----|------------|
| 浙江省政府 | 程振鈞 | 建設廳長   | 廣西省政府  | 馬超俊 | 中央委員       |
| 江蘇省政府 | 茅以昇 | 水利局長   | 福建省政府  | 何 岑 |            |
| 安徽省政府 | 邵秀峯 | 建設廳科長  | 江西省政府  | 張斐勳 | 建設廳長       |
| 山東省政府 | 孔令煊 | 農礦廳技士  | 遼寧省政府  | 張樹德 | 農礦廳股長      |
| 河北省政府 |     |        | 吉林省政府  | 王洪祚 | 農礦廳科長      |
| 河南省政府 | 韓修福 |        | 黑龍江省政府 |     |            |
| 湖南省政府 | 周聲漢 | 建設廳技正  | 新疆省政府  | 王汝翼 |            |
| 四川省政府 | 周文和 |        | 山西省政府  | 熊耀文 | 蒙藏委員會藏事處科長 |
| 雲南省政府 | 鄭崇賢 | 前建設廳秘書 | 陝西省政府  |     |            |
| 湖北省政府 | 龍滌英 | 建設廳科長  | 甘肅省政府  | 水 梓 |            |
| 貴州省政府 | 譚星閣 | 駐京代表   | 熱河省政府  | 梁國棟 | 建設廳長       |
| 廣度省政府 | 鄧彥華 | 建設廳長   | 察哈爾省政府 | 庫者雋 | 國府參事       |

綏遠省政府 程起陸 參事  
西康省政府 馬澤昭

青海省政府 朱福南  
寧夏省政府 牛載坤

二、關係各部會派遣の會員

- |       |     |       |         |     |    |
|-------|-----|-------|---------|-----|----|
| 外交部   | 樊 光 | 參事    | 內政部     | 沈 昌 | 技正 |
| 軍政部   | 端木傑 | 營造司司長 | 交通部     | 李慶身 | 技正 |
| 財政部   | 曹樹藩 | 稅則科科長 | 建設委員會   | 聶其瑛 | 參事 |
| 鐵道部   | 張恩鎧 | 參事    | 中央僑務委員會 | 陳安仁 | 委員 |
| 同 前   | 錢宗淵 | 專門委員  | 教育部     | 郭有守 | 科長 |
| 農 礦 部 | 胡博淵 | 司長    | 衛生部     | 林 幾 | 科長 |

三、各市政府の派遣會員

- |         |       |           |
|---------|-------|-----------|
| 京 市 府   | 黃 越   | 會 社 會 局 長 |
| 滬 市 府   | 潘 公 展 | 社 會 局 長   |
| 漢 市 府   | 楊 在 春 | 社 會 局 長   |
| 青 島 市 府 | 楊 澤 生 | 社 會 局 長   |
| 天 津 市 府 | 苗 呈 實 | 秘 書       |

四、工商部指定の部員會員

全國工商會議 (里見)



陳匪石、汪漢滔、劉奎廣、朱懋澄、(以上皆參事)李毓萬、許建屏、(以上秘書)高秉坊、成峯嚴莊、(以上司長)徐善祥、(技監)吳承洛、(技正)陳鍾聲、(科長)祝世康、(科長)趙錫恩、(工商訪問局長)壽景偉、(工商訪問局主任)

五、工商部指定の列席員

溫萬慶、(商標局長)費超鶴、(天津商品檢驗局長)鄭秉文、(上海商品檢驗局長)胡弘成、(廣州商品檢驗局長)吳健  
(漢口商品檢驗局長)牟鈞德、(青島商品檢驗局長)

六、招聘せる工商業者

丁敬臣、丁樹深、王曉籟、王介安、王延松、王叔賢、王一亭、尹仁先、卞春孫、田金波、朱謀先、朱吟江、呂岳泉  
呂熙齊、呂月塘、目潤生、李奎安、李組紳、李國欽、李得庸、李北灣、李馥孫、吳麟書、吳達銓、吳蘊齋、榮雨亭  
御晉卿、冷家驥、沈擘臣、林康侯、林護、周星榮、周作民、周琦、金潤泉、武問晨、胡孟嘉、胡籌江、范起東、陳日  
平、陳健庵、陳光甫、陳翊周、陸伯鴻、陸費伯鴻、陸小波、徐寄廬、徐國安、袁端甫、袁履登、唐季珊、唐炳源、  
夏筱芳、秦潤卿、孫俊卿、張子廉、張公權、張新吾、張效良、張洞伯、許炳堃、許仲衡、黃摺臣、黃奕柱、黃首民  
黃僕奇、鄒殿邦、程幹卿、楊壽相、葉惠鈞、葉秋宿、虞洽卿、勞敬修、屠均、鄭炎佐、鄭壽芝、榮宗敬、榮宗銓、  
劉秉義、劉鴻生、劉萬青、劉源生、劉海樓、蔡聲白、蔡文鑫、蔡昌、談荔孫、盧廣績、盧成章、盧寵之、錢新之、  
錢鳳高、簡莫甫、冀文泉、聶濂生、聶雲台、顧馨一、蘇民生、岳榮堃

七、招聘せる工商専門家

方椒伯、方顯庭、方覺慧、王若信、王雲五、任嗣達、任鴻萬、石瑛、史悠明、江恒源、江祖岱、阮介藩、朱彬元

李待琛、李權時、李靜涵、李熙謀、何崇傑、李敬齋、何廉、沈聯芳、吳繼初、邵元冲、周典、周貽春、周士觀、周  
鍾岐、施伯安、馬寅初、馬超俊、侯德榜、胡庶華、陳蘆青、陳達、陳端、陳思度、陳宗城、程錫庚、徐永祚、徐佩  
璜、陶孟和、奚玉書、張相時、盛俊、楊杏庫、楊汝梅、鄒挺生、潘序倫、潘銘新、賓步程、劉大鈞、劉錯、劉冕執  
樓桐蓀、衛挺生、蔡正雅、鮑國寶、錢承緒、謝霖、鍾偉成、鐘秉鋒、戴萬慮、譚伯羽

八、招聘せる華僑

李清泉、林恭禮、胡文虎、陳嘉庚、陳安仁、陳耀垣、郭春秋、郭標、郭樂、蔣敏老、蕭吉珊

第二節 工商會議開會、提案とその審査

提案は全部で四百余に上つたが、之を分類すれば

- (一) 國民の失業救済に関する事項
- (二) 實業救済に関する事項
- (三) 國際貿易に関する事項
- (四) 工商金融に関する事項
- (五) 本國資本の集中及び外國資本を利用して實業開發に関する事項
- (六) 勞働者の福利及勞資協調に関する事項
- (七) 科學管理に関する事項



- (八) 商税に關する事項
- (九) 工業の原料問題に關する事項
- (十) 國貨提唱及國貨保護に關する事項
- (十一) 固有產品の改良に關する事項
- (十二) 基本工業に關する事項

の十二項に大別される。而して會期日程は

- 十一月一日(土) 午前中山陵參拜、次で開會式
- 十一月三日(月) 午前大會、午後審査會
- 十一月四日(火) 午前午後審査會
- 十一月五日(水) 審査事項の整理報告作成
- 十一月六日(木) 午前大會、午後審査會
- 十一月七日(金) 午前大會
- 十一月八日(土) 午前大會、午後閉會式

といふ日程であつた。

#### 一、開會式及提案の分類

開會式は十一月一日午前十時、勵志社に於て舉行、出席者は會員百七十余名、來賓百余人、工商部長孔祥熙氏の

開會の辭に次で、國民政府主席蔣介石の訓辭(邵力子氏代理。工商の發展より外資利用を説く)中央黨部代表孫科氏(國民黨を擁護して經濟建設に従事せよ)國民政府代表王寵惠氏(口頭のみでなく切實に發展策を講ぜよ)等の演説があつた。開會式日、大會に入り主席團(主席孔祥熙氏、副主席を次長鄭洪年、穆湘珩氏の外各組より一名の主席)、(第一組張新吾、第二組任嗣達、第三組馬超俊、第四組林康侯、第五組胡庶華、第六組潘公展)を選び之を主席團とした。提案はこれを六組に分類し、各組に於て各別審査し、その審査の結果を大會に上程する事としたが、その各組の審査担任の提案の分類は次の如くである。

- (一) 第一組(工商政策及行政法規事項)
  - (一) 工商保護。(二) 工商組織。(三) 工商の研究改良。(四) 工商法規及行政。(五) 工商の訓練
- (二) 第二組(國際貿易及運輸事項)
  - (一) 國際貿易の組織。(二) 工商と交通治安の關係。(三) 特商商品。(四) 商品の檢定
- (三) 第三組(勞工の福利、勞資協調、及科學管理事項)
  - (一) 勞働法。(二) 科學管理。(三) 勞働運動。(四) 勞働教育。(五) 勞工の福利。(六) 失業救済
- (四) 第四組(金融及稅捐事項)
  - (一) 金融。(二) 商税
- (五) 第五組(工業の發展及國貨提唱並に保護事項)
  - (一) 基本工業。(二) 固有工業。(三) 國貨提唱。(四) 工業原料。(五) 工業標準。(六) 其他



(六)第六組(國民の失業と商工業救済及其他)

(一)失業救済。(二)工商業救済

を類別し開會式後各組の審査會が引續き開催された。今茲に便宜上、各提案並に審査或は決議を各組別に表示する

### 第三節 提案分類一覽表

#### 一、工商政策及行政法規事項(第一組)

大會 番號	分類	提 案	提 案 者	審 査 會 及 び 大 會 の 決 議
一	A	國內工商業の聯合進行	工 商 部	大會に移し通過
二	B	全國卸賣組合の提唱	貴 州 建 設 廳	組合法發布後更に詮議
三	A	ダンピング貨物審査會を設け同特税を以て工商業を保護す	工 商 訪 問 局	原則、辦法通過
四	D	工業専門名詞の統一	江 蘇 建 設 廳	工商部より關係各機關に查詢
五	A	外國人工場の制限	簡 英 甫	廿七案と合併辦理
六	A	外國人の特殊機器製造の獎勵並に中國と工業との抗爭制限	江 蘇 建 設 廳	原則、辦法共に通過
七	E	工商管理人員訓練所設置	徐 佩 璜	五十八案を併せて審査
八	A	工業保護法案の頒布	錢 承 緒	部の參考に供す
九	B	専門委員會を設置工商業及失業労働者問題を研究	吳 健	部をして詮衡せしむ

一〇	C	全國工商事業の分區調査	工 商 訪 問 局	部の參考に供する
一一	D	工商管理權限の劃一	簡 英 甫	第三組へ廻付
一二	C	工商會議を毎年舉行	吳 健	部をして採擇せしむ
一三	D	商會或は工商同業公會の設立手續	江 蘇 啓 東 縣 商 會	人民團體組織方案に抵觸する故撤回
一四	A	外國人が中國に於て交易所及び類似機關設立の禁止	張 炯 佑	廿七案を合併審査
一五	A	各種保險は中國人に限り、外國保險會社は登記後ならでは營業を許可せず、及び保險契約文の中國文字使用	呂 岳 泉	原則、辦法共に通過
一六	C	駐外工商調査專員派遣	鄧 彥 華	工商部實行中、部に送り參考に供す
一七	A	工商業改進大綱	張 子 廉	大會にて再審査に付
一八	A	工商政策綱要	張 新 吾	大會に移し同様の各案と共に合併議決
一九	C	工商實習指導所の設立	楊 汝 耕	五十八案と合併審査
二〇	C	各國工場へ専門家を實習に派遣	田 士 觀	同 前
二一	A	國貨實用の嚴行	邵 晋 鄉	第五組に廻付
二二	A	鐵礦廢鐵の輸出禁止	胡 庶 華	審査會では原則通過、辦法第一條通過第二條は穩當ならず考慮すべし。大會に於て工商農礦兩部をして詮議せしむ部をして採擇せしむ
二三	C	工商商品の品質統一	陳 健 菴	農事に關する故撤回
二四	A	養鷄獎勵案	冀 文 泉	六案と合併審査原則通過
二五	A	國民投資の保險と範圍	陳 健 菴	
二六	C	工商業専門人才の訓練	陳 健 菴	五十案と合併審査



二七	A	外人の在支企業取締	朱彬元	原則通過、辦法は修改すべし。大會に移し再審査に附し大則通過
二八	D	度量衡統一の完成	山東農礦廳	部の參考に供す
二九	C	經濟指導機關の設立	重慶總商會	部をして採擇せしむ
三〇	B	工商同業の全國聯合	衛挺生	部をして實行せしむ
三一	A	專制を取締外國資本主義の侵略を節制す	劉大鈞	廿一案と合併審査
三二	C	工商業統計の辦理	李奎安	部の參考に供す
三三	E	全國中學に商科の添設	山東農礦廳	五十八案と合併審査
三四	B	組合組織による生産の發展	方椒伯	部をして採擇せしむ
三五	A	保護政策を確立し東北基本工業の保護	盧廣績	原則通過、辦法は修改すべし。審査大會に移し再審査の結果修正通過
三六	A	商品窓に外國品陳列を許さず	程兆棟	事實上不可能故廢止
三七	A	工商保護政策の確定	浙江省政府	原則、辦法ともに通過
三八	D	尺寸の統一	國華維持會	部の參考に供す
三九	A	專利權方案の頒布	潘序倫	同 前
四〇	C	各業業規の統一	上海市社會局	部の採擇に供す。審査大會に移して再審査に付し原則通過
四一	E	茶業貿易局及茶業學校の設立	何崇傑	同 前
四二	A	工商部の國內生産事業調節	鄭炎佐	部の參考に供す
四三	A	各省工商業の實地調査	蔡昌	部の採擇に供す

四四	C	新式簿記を以て全國工商業の統計作成	南京市社會局長	部の參考に供す
四五	D	工商補習教育の發展	江恒源	五十八案を合併審査
四六	C	全國々貨の品質検査	盧廣績	部の參考に供す
四七	D	商標の重視	商標局	部をして詮議せしむ
四八	A	高利貸借の救済	雲南建設廳	部の參考に供す
四九	A	上海市商會内國貨取扱商の債務支拂	中華國貨維持會	上程の案なし
五〇	A	國貨保護に關する服制條例の實施	同 前	工商部實行中、部の參考に供す
五一	D	商品検査に關する工商農礦衛生三部の聯合検査	衛生部	各部の權限に關する故審議せず
五二	A	生産事業發展と工商政策の確立	任人任	部の參考に供す
五三	D	工商登記法の確立	唐啓賢	同 前
五四	A	工商政策六宜四勿の建議	余費之	部をして採擇せしむ
五五	A	工商業の發展策	黃苗夫	部をして採擇せしむ
五六	D	度量衡經費の國庫負擔	劉世煌	部の參考に供す
五七	B	商人資本と商業範圍綱領の制定	何汝津	部をして研究せしむ
五八	E	商業教育の重視	盧紹稷	部をして採擇せしむ
五九	A	國貨名義濫用取締條例の制定	羅宏端	部の參考に供す
六〇	A	外國商の中國に於ける燐寸製造禁止	熾昌火柴廠	原則通過、廿七案と合併審査



六一	C	度量衡檢定行の責任	任永和	部の参考に供す
六二	A	各種商行為の取締	蘇州紗綢業、織の三公會	建議人より地方長官へ上申すべし
六三	A	電力事業の政策確定	國鐘岐	部をして採擇せしむ
六四	B	行政手續の簡捷	李微	部の参考に供す
六五	B	工商信義の提唱	牟德鈞	部をして採擇せしむ
六六	A	全國實業調査會の設置	翼文泉	部の参考に供す
六七	A	保護政策の採用	周東義	通過
六八	B	各省工商諮詢委員會の設立	楊在春	部の参考に供す
六九	A	國內幼稚實業の保護	沈驊臣	通過
七〇	C	新式商業簿記の勵行	天津市社會局	部の参考に供す
七一	A	全國火燭專賣人の實行	同前	通過
七二	B	國貨提唱の系統調査	同前	第五組に廻付工商部の参考をなす
七三	A	商事公斷處の職權行使	榮宗敬	通過
七四	A	交易所保護案	劉奎度	第四組に廻付
七五	A	外國商の工場設置制限	徐佩瓊	廿七案を合併審査
七六	D	商標註冊分局の設置	天津市社會局	部をして詮議せしむ
七七	A	無税に於ける奸商取締	陳耀垣	通過

七八	B	威有財産及國營事業は中國保險會社にて保險する案	李微	部の採擇に供す
七九	B	第三期決算時期の變更	蘇州總商會	部より政府に尋ねその結果に従ふ
八〇	D	商會法條文の改訂	重慶總商會	大會を経て部に詮議を乞ふ
八一	D	民法中の營業連帶責任の改訂	同前	部より立法院に詮議を乞はしむ
八二	C	北平實業展覽會の籌辦	北平國貨陳列館	部をして詮議せしむ
八三	E	歐米大都市への國貨陳列館設立	同前	同前
八四	A	同埠同業の自濟貯金組織案	同前	同前
八五	C	新貨幣重量の規定	高夢旦	全國度量衡會議に廻付
八六	D	度量衡斤兩の十進法	同前	同前
八七	A	外人の國內工場設置制限	吳蘊初	第二七案を合併審査
八八	A	保險方法の整理及其原則	劉奎度	第五組に廻付
八九	D	各省に工商廳設置		部より政府に上申實行せしむ
九〇	A	各契約の中國文字使用		通過
九一	B	商工教育の普及		通過
九二	A	本國資本の集中と實業開發		通過

註、Aは工商保護問題。Bは工商の組織。Cは工商の研究と改良。Dは工商法規及行政。Eは工商の訓練に關するもの



二、國際貿易及運輸事項（第二組）

提案 番號	分類	提 案	提案者	審議會及大會の決議
一	A	海外直接貿易の發展策	工商部	通過
二	A	國外貿易に對する政府の特別保護獎勵	盧成章	第一案に併入
三	C	交通の整理	袁端甫	部をして關係各部と協議せしむ
四	A	新嘉坡に商務委員設置案	周盛典	第一案に併入
五	A	中國國際貿易協會の組織	工商訪問局	修正通過
六	A	對外貿易方針の確定	鄧彥華	第一案に併入通過
七	C	國產石炭使用の提唱と運輸と運賃の改定	丁長昇	部と關係各部と協議せしむ
八	B	輸出物品標準の嚴定	周士觀	部の參考に供す
九	B	輸出皮質証明の頒布	劉萬青	原則通過
一〇	A	對外貿易の發展策	李熙新	第一案に併入
一一	C	内河航行權回收	重慶總商會	原則通過
一二	A	四川桐油の國外發展	同前	修正通過
一三	A	生糸輸出貿易の根本救濟	朱光濬	工商部をして各部と協議せしむ
一四	A	大規模の貿易公司提唱	任嗣達	通過

一五	A	實業救濟及國際貿易發展	王孝資	不採擇
一六	C	土匪肅清國貨運送の障害除去	中華國貨維 持會	部をして各部と協議せしむ
一七	C	對外貿易の振興と中國航海業の連絡	交通部	通過
一八	C	土匪肅清、交通恢復	榮宗錦	部をして各部を協議せしむ
一九	A	國際貿易の改善	蔡昌	第一案に併入
二〇	C	海外航業の閉轉	中華國貨維 持會	原則通過
二一	A	生絲及茶の海外貿易	浙江省政府	第一案に併入
二二	C	航海業發展策	交通部	原則通過
二三	A	輸出貿易の爲め華產貿易公司の提唱	江西省政府	第一四案に併入
二四	A	粵漢鐵道の開設	雲南建設廳	部をして關係各部と協議せしむ
二五	C	國貨及公用品の國船搭載	交通部	原則通過
二六	A	國際商事指導所の設立	湖南省政府	第一案に併入
二七	A	國營礦產國際貿易處の設立	湖南省政府	第十四案に併入
二八	A	中國對外貿易の統一	唐啓賢	工商部の酌量採擇に任す
二九	A	南洋市場の國品救濟意見	丘植	原則通過工商部をして採擇せしむ
三〇	A	國內製造家にて聯合消費組合を作り直接國外產地より原料を輸入しその輸入税を免除す	陳德浩	第一四案に併入
三一	A	合理化研究會の設立	陳思度	通過



三二	A	輸出土貨の保護	周東義	通過
三三	A	工商合理化の提唱	同前	原則通過
三四	A	現有工場を以て對外貿易會社を設立する案	同前	通過
三五	C	軍隊の車輛自由徵發禁止	沈驊臣	運送、國民政府へ呈請
三六	C	關稅の輕免	同前	第一七案と合併
三七	C	南洋和蘭屬入港稅增加の抗議	謝仲復	通過、部より外交部へ照會
三八	C	運輸の整頓	劉鴻生	第三案と合併
三九	B	漢口棉花検査の改良	周東義	部をして詮議せしむ
四〇	A	南洋國貨市場の發展策	楊相時	第七、八案と合併審査通過
四一	A	駐外工商調査所の設立	唐長風	工商部をして採擇せしむ
四二	C	對米鷄卵商業の維持	天津鑫記貿易公司	工商部をして救濟法を講せしむ
四三	C	各鐵道の倉庫業開始	丁偉臣	工商部鐵道部をして詮議せしむ
四四	A	華僑の茶輸出勸誘	余篤輝	茶業審査意見に入る
四五	A	對外貿易の特別保護	盧成章	工商部をして採擇せしむ
四六	A	東北の輸出貿易に對する獎勵政策の實行	盧廣績	工商部をして財政鐵道部と協議せしむ
四七	A	新出入貿易の調査會設置	何廉方顯庭	工商部の採擇
四八	A	海外商務書記官設置	同前	第一案に合併

四九 B 停業中の兵工廠造幣廠を實業工場に改造する件 何 峇 通過

註、Aは國際貿易の組織に關するもの。Bは工商と交通治安に關するもの。Cは商品の検査及び輸出品の標準。

二、勞資問題及科學管理事項(第二組)

提案番號	分類	提 案	提案者	審査會大會決議
一	E	勞資協作方案の實現	工商部	原則通過内容修正
二	F	勞働者保險及退職手當の全國劃一	吳 健	第一九案と合併審査
三	D	店員の對顧客態度の矯正	吳 健	第二七案と合併審査
四	D	職工教育の施行	吳 健	第二七案と合併審査
五	G	勞働者紹介所の設立	程錫庚	第一三案と合併審査
六	A	勞働法規の制定と全國への劃一	劉鴻生	原則通過
七	F	政府機關及工商各業の人員に對する保險提唱	呂岳泉	部をして提唱せしむ
八	B	國民消費合理化研究會の組織		政府をして提唱せしむ
九	B	科學管理の提唱	江蘇省建設	第一二案と合併審査、説明採用
一〇	B	科學管理の提唱	工商訪問局	第一二案と合併審査、理由と辦法採用
一一	F	賃銀増加、利益分配制度の確立	徐寄塵	原則通過
一二	B	全國工商業科學管理實施法案	陳建庵	九、一〇兩案と合併審査通過



一三	F	國立勞動者職業紹介所及強制失業保險制度の確立	王若僖	立法院の參考
一四	A	工場法の修正	程兆棟	不成立
一五	E	罷業防止策提議	中華國貨維持會	第一五案と合併
一六	A	工場法實施前に猶豫期間の明示	榮宗錦 徐開安	意見參酌
一七	E	勞資協調促進	上海市社會局	第一案に合併
一八	C	勞働者運動の範圍制定	錢翼振	工會法制定されたるを以て必要なし
一九	E	勞資協調と勞働者の福利増進	蔡昌	原則通過、工商部をして決議せしむ
二〇	C	共禍淺説及除共歌謡の作定	山東廳	第二七案と合併
二一	E	生産事業促進と勞資協調	劉鴻生	第一案と合併
二二	A	工場法、工場會議法の不合理の點の實施延期	劉鴻生	第一六案と合併
二三	D	職工教育の勵行	南京市社會局	第二七案と合併
二四	F	勞働衛生の提唱	衛生部	通過、部と主管機關をして協議せしむ
二五	A	勞働保護法と勞資協調	青島市社會局	立法院の參考
二六	A	勞資爭議處理法第十四條の改正	胡撲安	採用
二七	D	勞工教育の施行	盧紹稷	第一三案と合併
二八	A	工場法の字句修正	周呈棠 劉東義	第一六案と合併
二九	A	勞工行政の系統及範圍の確定	同前	原則通過解決修正

三〇	F	生命保險官營案	楊在春	第四組廻付
三一	B	中央に實業合理化研究會地方に同分會を設くる案	陳思度	九、一〇、一二と合併、別案を作る
三二	C	工場監察委員會を組織し勞資爭議を解決する案	浙江建設廳	部をして酌量詮議
三三	F	勞資紛糾解決意見	陳達	部の參考に供す

註、Aは勞働法。Bは科學管理。Cは工人運動の方針。Dは勞働教育。Eは勞資協調。Fは勞工の福利。Gは勞働者の失業救済

四、金融及稅捐事項(第四組)

提案番號	分類	提案	提案者	審査會及大會の決議
一	U	手形交換法の實行	劉冕執	原則通過工商部及財政部で採擇辦理せしむ
二	P	虛金本位制の採用	丁長昇	意見參酌
三	P	金單位制の採用	袁端甫	意見參酌
四	A	廣東印花稅暫行條例の修正意見	鄧彥華	通過
五	C	國產構寸保護方法	鄧彥華	修正通過
六	C	裁厘及國貨原料品の稅捐免除	袁端甫	通過
七	C	重複稅の免除	簡英甫	原則通過
八	Q	對外貿易發展の爲め工商銀行の設立	鄧彥華	原則は成立し再審査の上通過



九	C	國貨の税金軽減	丁長昇	原則通過
一〇	C	輸入原料品を以て作成せる製品の輸出免稅	工商訪問局	原則は成立せるも大會で保留さる
一一	C	國定稅則の速行	丁長昇	理由正當
一二	R	國家銀行の小工業者に對する信用貸の試行	吳健	原則成立
一三	C	棉糸布に對する保護關稅政策	唐炳源	原則成立
一四	A	商稅の改良	鄒挺生	通過
一五	A	蛋稅の統一	冀文泉	通過
一六	S	西南金融整理案	李奎安	通過
一七	K	華僑製出商品の國貨待遇	楊汝梅 張相時 蔡正程	審查會で現行關稅條約では實行困難なるも大會で原則通過
一八	C	苛捐雜稅の廢除と保護關稅策	邵晉鄉	通過
一九	C	四川省五金特稅の取消	李星北	通過
二〇	Q	各紡績の國立銀行より最低利子借款の規定	山東農礦廳	原則成立
二一	C	河南省救濟	開封總商會	通過
二二	Q	工商銀行の組織	周士觀	原則成立
二三	U	船荷證券に對する資金融通案	王介安	通過
二四	A	商稅事項に關する各業の議定	程兆棟	修正通過
二五	V	萬國儲蓄會取締	雲南建設廳	審查會で通過せるも大會修正、取締可決方法は財政部で行ふ

二六	UC	金融組織の改善	劉大鈞	通過
二七	CB	貨物稅負担の調節	王介安	原則通過
二八	A	瓷器特稅の改良	江西省政府	通過
二九	A	大勝關の安徽省帆運米捐局の撤廢	黃曾樾	通過
三〇	BD	苛稅雜捐の免除	王介安	原則通過
三一	U	證券交易所に於ける會社株券及社債券の上場取引	黃首民	通過
三二	C	人造生糸專稅局の撤廢	程兆棟	通過
三三	C	國定稅率の實行	吳兆棟	通過
三四	C	國貨通過稅の免除	程兆棟	通過
三五	C	盜業の重捐免除	王介安	原則通過
三六	C	商稅の籌劃	蔡昌	調査を先決とす
三七	BC	苛稅免除國貨保護	潘溯初	通過
三八	A	捲菸處發行の運照の改正	黃曾樾	通過
三九	C	現在試行の捲菸統稅三級稅率を七級の舊稅率に恢復する案	黃曾樾	通過
四〇	C	國貨輸出稅の輕減外國品輸入稅の増加	王介安	原則成立
四一	B	國家銀行景德鎮分行的設立	江西省政府	原則成立
四二	C	棉紗特稅の實行猶豫	榮宗敬	原則成立



四三	CW	實業公債一億元を發行して事業基金を作る案	王介安	修正通過
四四	W	内國資本及外國資本を以て實業開發案	蔡昌	修正通過
四五	P	金融整理	蔡昌	意見參酌
四六	C	東北大豆輸出税の増加、内地税輕減、以て國內製油事業の發展を圖る	錢冀振	通過
四七	T	國內金融の整理	王孝賢	原則通過
四八	C	絲繭税の輕減及び絲業の救済	錢冀振	通過
四九	C	外國人の在支設廠造税及び洋貨營業税を課し且つ國貨營業税の免除	王介安	原則通過
五〇	C	保護關稅政策の實行	虞洽卿 方椒伯	修正通過
五一	C	生活必需品の減税	陸小坡	第五組廻付
五二	C	裁厘後の消費稅原則	陸小坡	原則成立
五三	C	郵包税の撤廢	交通部	通過
五四	C	機製洋式貨物に對する一切の税金免除	上海製綢 貨工場	原則通過
五五	W	商業基金厚集建議	王昭棠	修正通過
五六	C	外國機器使用に對する輸入税免除	陳總浩	原則通過
五七	A	江蘇海門啓東の分稅局撤廢	江蘇省啓東 縣商會	通過
五八	-	手工業規則の免除	湖梅國貨工 商業聯合會	原則成立
五九	B	裁釐減稅案	澄梅縣商會	通過

六〇	B	裁厘救國	同前工商聯 合會	同前
六一	A	江蘇省營業稅登記費の廢止	聯合 四一縣商會	同前
六二	A	藍に對する湖北沿岸附加稅廢止	曾述孔	同前
六三	A	貴州省内に於ける藍政策の改正	曾述孔	同前
六四	B	各鐵道の苛捐及雜捐の取消	鐵道	通過
六五	T	儲蓄獎勵	青島商品檢 驗局	通過
六六	Q	大規模の工商銀行設立	漢口市社會 局	通過
六七	Q	各省に工業銀行設立	河南建設廳	同上
六八	B	國貨優遇の提唱	中華國貨維 持會	同上
六九	B	北平藍價の取締	曾述孔	同上
七〇	Q	國營保險の提唱	周東義	同上
七一	Q	國營企業銀行の提唱	同前	同上
七二	-	政府より各國の著名なる機械工場と連絡し、國內に分工場を設け、人才を養成する件	同前	第五組にて通過
七三	Q	國內外の資金を以て工商銀行設立の提唱	李奎安	通過再審查
七四	C	棉紗輸入特稅を設けてその收入を以て國內の同業助成金に充つる案	天津市社會 局	參酌通過
七五	T	手形市場を設くる案	陳端	通過
七六	-	外國商買入れの原料品に公益捐を課する案	天津市社會 局	否決



七七	S	西北工商業の開發計畫	水裁坤	原則通過
七八	W	資金を集中して銀行團を組織する原則	劉奎度	原則通過
七九	P	銅元の整理	謝仲復	通過
八〇	C	自國にて製造不能の外國機器に對する免稅或は減稅	鄧彥華	酌量採用
八一	B	崇文門稅の取消	北平總商會	既に實行済
八二	B	京綏路沿線の貨捐取消	天津總商會	通過
八三	B	號器稅の輕減	天津總商會	同前
八四	B	河北統稅の輕減	天津總商會	通過
八五	P	全國補助貨の統一	天津總商會	通過
八六	P	直隸省銀號紙幣の整理	天津總商會	通過
八七	B	租界内の洋酒への課稅	北平總商會	通過
八八	B	國貨廣告捐の免除	杭州國貨工廠聯合會	通過
八九	C	輸入精製品の増稅原料品の免稅	上海化粧品同業會	酌量採用
九〇	C	海關にて外國品及國貨の同一待遇	李組伸	通過

註、A請願。Bは裁厘。Cは商稅。(以上商稅の項)Pは幣制。Qは工商銀行。Rは國貨銀行。Sは中央銀行。Tは工商金融整理。Uは證券及株券並手形。Vは萬國儲貯會。Wは企業。

五、工業の發展及國貨提唱並にその保護(第五組)

番號	分類	提	案	提案者	審査會及大會の決議
一	D	工業品の標格統一の規定		工商部	基本工業獎勵の項に採用
二	A	基本工業創辦の獎勵		工商部	第一〇、三三、五一案を合併審査通過
三	A	廣東石炭製煉工場設置案		鄧彥華	通過
四	A	鍊銅工場設置案		李優深	通過、軍政部と協議せしむ
五	A	外資輸入國營工業發展案		程錫根	基本工業獎勵の項で採用
六	C	國貨提唱辦法		鐘偉成	國貨提唱報告として數案を集む
七	B	最近期間に大規模の桐油會社組織案		吳健	修正通過
八	A	國營卷烟草製造工場設立		吳健	要則通過
九	A	製鐵事業の振興策		盧成章	第一一、二六、六四案を合併審査大綱決定
十	A	製酸工業の民間獎勵案		盧成章	第二案と合併審査
一一	A	大規模の國營製鐵工場設立		鄧彥華	第九と合併審査
一二	B	磁器工業の科學化		譚伯羽	第四四案と合併
一三	A	工業標準の規定		江蘇建設廳	基本工業報告中に採用
一四	A	全國工業製品の標準		徐佩璜	同前



一五	B	廣東精鹽工場の設定	鄧彦華	通過
一六	C	商品檢驗局に商品陳列所の附設	胡弘成	通過
一七	A	技術研究所の設置と工藝發明の補助	鄧彦華	通過
一八	B	農具製造所の設立	吳健	通過
一九	B	製針工場の新式機具採用	吳健	第三六、四九、五九と合併審査
二〇	F	炮竹製造の保護	鄧彦華	通過
二一	B	基本小工業の保護	工商訪問局	原則通過工商部の參考
二二	B	漆の發展策	吳健	改題修正通過
二三	F	國貨擴張案	貴州建設廠	原則通過
二四	C	湖北氈呢廠の恢復	吳健	通過保護其獎勵
二五	A	鹽液、漂白粉及苛性曹建工場の提唱	鄧彦華	通過
二六	A	全國既設の鋼廠工場整理案	胡廉華	第九案と合併審査
二七	F	西北工商發展計畫	武丙辰	通過
二八	B	政府及山東省政府にて大規模の窯業工場及同研究所の設置	山東省農礦廳	通過
二九	B	蠶糸業の整頓	雲南建設廳	通過
三〇	C	國貨商場の設定	寧波市政廳	第六案と合併審査
三一	C	國貨提唱進行程序	黃曾懋	同前

三二	A	糖業振興案	雲南建設廳	第四五案と合併審査
三三	A	民營基本工業の獎勵	上海市會局	第二案と合併審査
三四	A	電信材料の國產獎勵	交通部	部をして採擇せしむ
三五	A	基本工業發展案	王孝賢	通過
三六	B	茶業整頓案	雲南建設廳	第一九案と合併審査
三七	E	毛織精製の國產獎勵	黃曾懋	第四三、六〇、七四、九一、各案と合併審査
三八	C	國產セメント會社の設定	江蘇省政府	通過
三九	C	江蘇宿遷縣耀徐ガラス工場の恢復	王若僖	通過保護獎勵
四〇	A	工商業者の技術研究處設定獎勵	上海市會局	通過
四一	C	國貨使用勵行	社	第六案と合併審査
四二	D	西北植綿策	榮宗錦	酌量採用
四三	E	羅紗工場設置提唱	徐安國	第三七案と合併審査
四四	B	陶器工業の改進	浙江省政府	第一二案と合併審査
四五	A	糖業政策の發展	浙江省政府	第三二案と合併審査
四六	C	國貨委員會の提唱	浙江省政府	第六案と合併
四七	A	紙工業の改造案	雲南省建設廳	通過
四八	C	國貨商標の認識増進	商標局	第六案と合併



四九	B	茶業の改良	唐季珊	第一九案と合併審査
五〇	A	工業購買の手續簡捷	徐善良	通過
五一	A	内燃機製造の籌備	李待深	部をして採擇せしむ
五二	A	基本工業の勵行	李待深	第二案と合併審査
五三	B	中國蠶糸の改進	李奎安	原則通過
五四	B	固有産業の改良	顧馨一	通過
五五	AC	國貨機器の提唱並に機器製造工場への補助	黃樸奇	部をして採擇せしむ
五六	D	工商發展意見と六項の提案	江安恒源	他組の審査廻付
五七	A	大規模の硫酸工場設置案	軍政部	第六九案と合併、部の參考に供す
五八	A	同前案素工場設置案	同前	通過、農礦軍政部と會同採用せしむ
五九	A	茶業機器の改良	江西省政府	第十九案と合併審査
六〇	F	毛織専門工場の設置	程兆棟	第三七案と合併審査
六一	C	軍警及學校制服の國貨使用	榮宗敬	第六案と合併
六二	A	人造糸廠製造工場の設立	程兆棟	再審査に付
六三	B	東北工商計畫案	武向農	工商部をして酌量せしむ
六四	A	鋼鐵工場の設立	胡廉華	第九案と合併審査
六五	B	茶業改良の要點	唐季珊	第一九案と合併審査

六六	AC	國貨提唱	湖南省政府	基本工業獎勵の項で採用
六七	A	自動車製造工場の設立	同前	部をして採擇せしむ
六八	F	外貨を利用する事業開啓案	張新吾	基本工業獎勵の中に採用
六九	A	國立硫酸製造場の設立	湖南省政府	第五十七案と合併審査部の參考とす
七〇	B	機械製造工業の種類規定と其發展の順序	周鐘岐	辦法困難參考
七一	B	手工業を改善して新式小工業とする案	工商部	酌量施行
七二	F	工商振興と根本策	周貽春	部をして採擇せしむ
七三	B	各省糸業の發展提唱	安徽省政府	主管機關で整頓
七四	E	西北毛業發展政策	周貽春	第卅七案を合併審査
七五	D	國產原料の保護並に開發の辦法	漢口市社會局	部をして採擇せしむ
七六	A	細織物工場の籌辦	江蘇省建設廳	工商部をして採擇せしむ
七七	F	各省に工業試驗所設置	河南省建設廳	通過
七八	A	鐵道沿線の礦山事業開發	鐵道部	通過
七九	C	工業の提唱と國貨發展	安徽省建設廳	原則通過
八〇	C	固有産品の整理及國貨提唱	周星棠	部をして採擇せしむ
八一	A	河南に大規模の硫酸工場設置案	河南建設廳	通過
八二	B	國貨提唱の主要辦法	同前	通過



八三	C	南洋市場への國貨發展策	楊相汝 張梅時	第二組の七、十八案と合併、通過
八四	F	廣東翁江水力電氣發電所設置提唱	廣東建設廳	酌量採用
八五	F	實業發展の先決問題	吳鼎昌	第一組に廻付
八六	A	甘肅の平涼、熙夏に水力發電所と製革工場を設くる案	水載坤 牛載坤	工商部と建設委員會部をして採擇せしむ
八七	D	人造糸製造場の設置	浙江建設廳	部をして採擇せしむ
八八	F	ハルビン裕慶徳毛織工場への補助	呂熙齋	酌量採用
八九	B	東三省豆麥工場の振興促進	邵式毅 何廉	通過
九〇	E	甘肅寧夏兩省或は黃河沿岸に大規模の毛織工場設置案	水載坤 牛載坤	第卅七案と合併審査
九一	F	西康省工商の發展援助	馮澤昭	部をして採擇せしむ
九二	F	銅鐵業振興並に獎勵に對する意見	陸伯鴻	酌量採用
九三	A	銅鐵工場設置提議	鐵道部	第廿六、六十四案と共に通過
九四	A	自働車工場、タイヤ工場、及ガソリン工場設置に對する提議	鐵道部	部をして採擇せしむ
九五	C	國貨獎勵局設置提議	任矜嶺	通過
九六	A	國產味噌の發賣建議	陳肇英	原則賛成
九七	B	糸業振興	朱竹賢	工商農礦部の參考
九八	A	工業用爆薬の品質檢定	陳德浩	軍政部と協議せしむ
九九	C	國貨提唱策	趙芳榮	原則通過

一〇〇	C	國貨工場の設立獎勵	甯波市政府	原則通過
一〇一	F	訓政時期各省舉辦の工商順序	韓英華	工商部の參考とす
一〇二	C	國貨提唱辦法	工商部 國貨陳列館	原則通過
一〇三	C	救國基金を以て國貨研究所設置案	鍾秉鋒	通過

註、Aは基本工業。Bは固有工業。Cは國貨提唱。Dは工業原料。Eは工業品の標準及價格

六、失業問題及商工業救濟(第六組)

提案番號	分類	提案	提案者	審査會及大會の決議
一	A	工商部をして全國工商業の短所を調査研究せしめ救濟案を講ぜしむ	徐佩璜	通過
二	B	手工業の提唱失業救濟	吳健	同前
三	B	廣東生糸の對外貿易失敗の救濟	鄧彥華	同前
四	B	各商會をして各救濟事項を調査せしめ工商業の發展を促す	吳健	同前
五	B	銀價安定策	鄧彥華	同前
六	B	商業維持委員會の設置	同前	通過
七	B	中國茶の輸出方案	陳兆燾	第五組に廻付
八	B	實業救濟案	卞壽孫	修正通過



九	B	主要實業の救済順序及方案	王延松	通過
一〇	A	全國職業紹介事務局の設置	葉惠鈞	規則成立を待つ
一一	B	實業救済の急務	朱彬元	原則通過
一二	A	國民失業救済案	范旭東	工商内政部採擇
一三	B	路權救済案	蔡昌	外交鐵道部の會議
一四	B	實業救済案	王孝賢	原則通過
一五	A	失業國民救済提議	中華國貨維持會	第二案と合併審査
一六	A	國民失業問題救済案	黃曾懋	審査後合併報告
一七	B	實業救済案	蔡昌	原則通過
一八	A	失業救済案	王孝賢	同上
一九	B	西北各省水利の振興	李熙新	大會提出
二〇	A	職業指導と失業救済	江恒源	第十案と合併
二一	B	絲業、燐寸、老粉、煙草、織業の救済	上海會社	第四組に移す
二二	B	實業救済案	程兆棟	同性質の提案に入る
二三	B	卷煙草業救済	勞敬修	通過
二四	A	國民失業救済	程兆棟	修正通過
二五	B	工商事項建議	方達智	工商部の採擇

二六	A	糸業失敗の救済	河南建設廳	通過
二七	B	茶業失敗の救済	安徽建設廳	第五組審査通過
二八	B	手工業の提唱	周星榮	通過
二九	B	天津麥粉業の救済	天津總商會	通過

註、Aは失業救済。Bは工商業救済。

#### 第四節 工商政策及行政法規に關する審査及決議（第一組）

今次會議の提案は總計四百餘に上つて居るので一々これが内容を説明し審査並に決議の結果を詳細に示す事は餘りに冗長になるから、各組別に又各分類毎に概畧の説明、審査並に決議の結果、或は必要と認めるものは提案の内容を記述しようと思ふ。事實、大會に於ては殆んど審査報告の通り一瀟千里に通過して居り、其間勞資協調、外國人工場に對する對應、或は鐵礦の輸出禁止問題などで議論が沸騰したに過ぎなかつた。

第一組の議案は總計九十一の多きに達したが、審査會に於て第一、十八、廿一、廿七、三十五の五案を除き其他は前表の如く、工商部の参考或は證議又は採擇といふ簡單なる結果に終つた。右五案も内容は工商業の保護振興に係るもので、今日中國として目前の急に逼れるものであつて、第一組九十の議案中の代表的のものである即ち現在工商政策の根幹を爲すものであるから以下各案の内容を概記してその結果を誌す。

##### 一、國內工商業の聯合會進行（第一案提案者、工商部）

全國工商會議（里見）



工商部は今次の會議に際し五項の提案を爲した。基本工業獎勵、工業品の統一、海外直接貿易、勞資協調、さこの國內工商業の聯合である。提案に擧ぐるもの理由と辦法を略記すれば次の如くである。

(一)理由。近代國家の經濟政策として(一)保護關稅、(二)大規模の製造及販賣、(三)科學管理即ち合理化をあげ(一)は政府が國民の後援に依り行ふ可く既に互惠條約締結迄至り居り(二)(三)は政府と國民を協力して始めてその實をあげ得可し。例へば上海の紡織業を見るに一工場平均資本を見るに英國は八十萬元、日本は二百五十萬元、中國は僅かに十數萬元に過ぎず、工商業のトラスト及合理化の急を説く。

(二)辦法。

甲、製造方面に関するもの

- (一)現在の事業 (イ)全部の統一 (ロ)局部の合併
- (二)擴張の事業 (イ)全部擴張 (ロ)局部擴張
- (三)新設の事業 (イ)新舊の統一 (ロ)新舊の合併

乙、販賣方面に関するもの

- (一)一般商業 (イ)商品標準の確定 (ロ)運輸の聯合 (ハ)聯合倉庫 (ニ)商店の聯合
- (二)對外貿易 (イ)商標の統一 (ロ)買價の一致

この案に對する審査會の審査報告は「此案は時勢の必要とするもの惟し工商界そのものに關する故、大會に於て討議すべし」をなしたものである。第三日本會議に於て上程せられ各委員夫々の發言あつたが結局「通過」を決定したのである。

二、工商政策綱要(第十八案提案者張新吾氏)

この提案の内容は

甲、積極政策

- (一)自給自足 (イ)國防用物品。(二)生活用品等
  - (二)經濟調節 (イ)特有輸出品の積極的擴張。(ロ)輸入大宗品に對する消極的抵制
- 右を國民政府は根本政策とすべし。

乙、消極政策

- (一)地方事情。(二)收稅機關の整理。(三)幣制の整理。(四)鐵道整理。(五)關稅自主
- 右を國民政府緊急政策とすべし

こいふものである。之に對し討議の結果之に類する各案もこの中に包含する事とし通過したのである。

三、鐵礦及廢鐵の輸出禁止(第廿二案提案者胡庶華氏)

理由。世界鐵礦の貯藏量中、亞細亞は僅かに百分の一を占め、中國の占むるもの千分の五に及ばぬ。この僅かな數の内、日本の爲めに經營を壟斷するもの十中の五六を占めて居る。若し早く何等かの方法を設けて制止せれば、今日一噸鐵礦を輸出するは將來半噸の鋼鐵を減らすもので、農工或は兵器の一分の要素を缺ぐことになる。又廢鐵廢銅は練鐵工場の爲め極めて重要な材料で上海利興鋼鐵工場は往年この材料購賣の爲め日本商人と競争の結果は價格を吊上げられて遂に閉場の止むなきに至つた。

辦法。

- (一)日本と債務關係ある漢冶萍公司には毎年鐵礦若干噸の輸出を許す外、其他の各省に對しては政府より命令を以て鐵礦廢鐵の輸出を禁止すべし



(一) 中國鋼鐵廠が鐵礦廢鐵を購入する時は主管機關より價格を規定すべし。

この案に對し審査會の審査は「原則通過、辦法の第一條は通過、第二條は妥當ならず、考慮すべし」になつた。大會に於ては提案人たる胡庶華氏提案を説明するに共に辦法第二條を撤回して之が討議を求めた。この案に對しては發言極めて多く之を指示すれば、湖北鐵礦及揚子機器公司の狀況より輸出禁止の必要(石瑛氏)。鐵礦輸出禁止には詳細なる遺り方が必要である。現在中國製鐵事業は幼稚、鋼鐵は外國人から供給を仰ぐ有様であるから寧ろ鋼鐵の輸入關稅を重くして、一方鐵礦の輸出を禁ずるが好い(丁敬臣氏)。今日中國の鐵礦の第一は湖北大冶及安徽の太平礦山で日本との關係である。若しこの案通過すれば其他日本との關係なきものは探掘停止といふ破目に陥る、寧ろ其他に方法を講ずることを主張する。(盧成章氏)山東鐵礦に對する日本の態度報告(王若儔氏)農礦部は此案に對し早くより制限方法を講ぜんとして居たが財政部は輸出稅増加に反對した。政府は別に專賣局を設けて價格を規定すべし(吳健氏)。輸出禁止には反對である。政府は中國の需要數量を規定し、餘剩あれば輸出せしむ可し(方顯庭)。等々幾他の論が出て一時間以上も論議に費され容易に結末がつかさうになかつたが、潘序倫氏、「この案は工商農礦兩部共同で設議辦理せしむ可し」といふ提議を爲し採決の結果多數通過したのである。

四、外人の在華企業取締(第廿七提案者朱彬元氏)

外國人の在華企業取締 之れに依つて所謂經濟抵制を爲せといふ提案は十指に餘る。而してその代表的のものが此案とされ、審査會に於ては此案を以て其他の同様なる提案をも包括せしめて審査した。この案の内容は次の如きものである。

一、理由 近年中國の入超増加するを以て外國人の經濟侵略の證に擧ぐるも入超は經濟侵略の眞諦でない。最も怖るべきは外國が中國に在つて自動的に投資し各種の事業を經營する事である。上は工場、鐵道、或は輸出入貿易、銀行保險業より下は儲蓄債券競馬競犬などの投機事業に至る。これ等の特殊情形は世界の經濟自主國には統對に無く産業落後國にのみ存する。これ不平等條約の致す所で馬關條約で在華工場の設置を許したのが最大原因である。目前この經濟侵略を最も甚しく受けて居るもの東三省に過ぎるものはない。

かく外人が直接中國に在つて直接工商業を經營するは(一)實銀低廉なる労働者を利用し得る事。(二)廉價なる原料を利用し得る事。(三)近くの最大なる消費場を利用し得る事の三點があるので、その利潤は遠く母國企業の上にある。或は謂ふ「外國人の在華投資に國內工商業を助長し、人民の生計に利益する又淺からず」と。是れ固より否認は出來ぬがこれ結局するに外國資本家に大部分の利益を得られ、僅かにその餘瀝を甜めるに過ぎぬ。英の印度、日の朝鮮、米の布律賓に於ける投資少からず、各種の建設多く成功するも、此處に歐功頌德するを聞かず、却つて日に獨立を謀るを、聞く、蓋し經濟壓迫の禍烈なる、政治暴力に十倍する故である。

或は又謂ふ「總理の實業計畫は外資を利用して實業の發展を主張せり、則ち外人の在華投資歡迎すべき也」と。これ外資利用と外人の在華自動企業の別を知らざる言である。外資利用は我に依つて主動し、主權我に在り、僅かにその資本を借るのみで運用操縱悉く利便なし、外人の自動企業は之に反し主權均しく彼に屬し、我は却つて被支配の僱傭地位に立つものにて只害あつて利なし。近來教育權租界行政權の回收夫々成績あり、早く經濟自主權を回收せば、我國の實業計畫は如何に完備すも雖も實施するに途なきに至る。

二、辦法

(一) 外人の中國に在つて工廠設立の權利を廢止すべし。

(二) 外人にして中國に於て商店を開かんとするものは工商部に登記し營業許可證を領得すべし。



- (三) 鐵道、汽船等國內の交通事業及び重要礦業基本礦業は以後絶対に外人の自動營業を許さず。
  - (四) 外人の中國に在つて各種の企業を爲すもの、其資本十萬元以上のものは工商部に對し營業特許狀（スマシアル、チャーター）の發給を請求すべし。此特許狀は工商部に於て仔細に利害を審査し決定すべく、有効期間は五年、十年より二十年迄とす。滿期後は政府の許可を得て各々繼續し得べし。
  - (五) 外國人にして現在各處に經營する鐵道、内河航行、水道、電燈電氣或は其他の公用事業には、中國政府及地方公衆團體の代表數人を董事及監督として加入せしむべし。
  - (六) 外人が中國に於て投機事業を營むを絶対に禁ず。その既に設立せるものは期限を付して閉鎖せしむ。
- この案に對し審査の結果は「原則通過」になり辦法に對しては

(一) 第一條の「廢止」は「制限」。權利の二字は取消。

(二) 許可證の下に「して開店し得べく、其の既設の商店は登記を行ふ可く、登記條例は政府に迅速に發布を請ふ」を追加。

(三) 通過。

(四) 有効期間は「工商部に於て詳細に審査し有効期間を定む」を改め、末句繼續を、營業し得べしを改む。

(五) 「……公用事業は」以下を改めて「速に回収し、國人により經營すべし」

(六) 通過。

を決定し、其他類似の案も一托この案の中に包含せしめた。この審査報告が三日の第二次大會に上程さるゝや議論頗る多く

一、王若僊氏。外人工場は中國の爲めに熟練職工を造る等の利益あり、故に相當條件のもとに外人の在華工場設置を獎勵すべく、中國に相當實力出來たる時再び取締を行ふべし。

一、李權時氏。審査の時本案第一條に對し「取締」の二字を用ひしも改めて「制限」になつた。登記、許可證等の方法を以てする制限を爲すべし。

一、馬澤昭氏。日本人の在華紡織業の甚しい發展は我國綿糸布業の發展に影響する。制限せねばならぬ。

一、徐寄庾氏。根本問題は不平等條約の廢止に在る。本案は再審査に附して詳細に辦法を講ぜしむべし。

一、王介安氏。外人の資財は多量で中國實業の發展を妨礙する。制限するを妥當と主張する。

等この論沸騰し一時間餘に亘つて決せず、此間主席工商部長孔祥熙氏は「工商部は外人の在華商業に對し中國官廳に登記すべしといふ制限を加へ、工商法規には外人の從業範圍を詳細に規定せんとして居る」と説明的に發言したりしたが結局「再審査に附し辦法を細訂せしむ。もし各委員意見あらば書面を以て該審査會に交附するか直接參加すべし」と決定、漸やく辯論の幕を閉じた。而して此の再審査會の結果は

本案は各節も重要である、辦法第一項の「廢止」なる字句は「制限」に換へ、第五項の公用事業の管理參加は審査通り「速に回収、國人により經營すべし」を改むべきである。其他各項は其儘で妥當、大會に於て之を通過し政府の採擇を請はしむべし。尙第五、十四、三十一、七十五、八十七の各案は元來本案と同時に審査したのであるから若し本案大會を通過すれば右の各案も共に通過せしめ政府の採擇を請はしむべし。

さなり、この報告は六日の第五次大會に上呈され、此時は格別の論議もなく再審査報告通り可決通過したのであ



五、保護政策の確立と東北基本工業の維持（第卅五案、提案者盧廣續氏）  
 東北三大工業は製粉製油造酒の三種工業なり。

歐洲戰以來相續いて全盛期より没落期に入り、其の原因複雑多端なるも、其の最も大なるものは帝國主義の對支經濟侵襲と政府の保護方策を欠くに外ならず。前二項に付き日本人自身か稱ふる處によれば、東北市上の商品は七割以上日本品にして、上述三種工業も亦日本人か其の間に介在し己に堅固不拔の基礎を樹てた。今日我國の自營工業は衰落極度に達し、都市に反映するは金融の逼迫なり。鄉村に影響したるは生産、凋落にして此儘進めは我國國民經濟は只根本より破産するの一途あるのみ。將來を考ふるは寒心に堪へず、茲に知る所を左に畧説すへし。

一、製粉工業 今を距る十年前、哈爾濱の一隅には二十九工廠あり。當時該製品は同地に於て販賣し、一部を外國に輸出し、一時繁榮したるも、近年來日米等の外國粉の輸入激増し、民國十六年大連一港にて輸入せる小麦粉は已に八十万二千七百六十二ピクルあり、十七年には六十七萬九千一百三十八ピクルに達し、昨年度は一躍して二百七十四萬五千三百八十三ピクルに増加し、前年に比し四倍の増加となり、其中五割九歩は米國製粉にして三割九歩は日本製粉なり。當地製粉業は外國粉の壓迫を受け、最初は職工を減し遂には倒産す、本年六月に至り哈爾濱製粉工場は僅かに十二工場を残すのみなり、其の慘狀の跡歴然たるものあり。

二、製油工業 滿蒙年鑑の調査に依るに、資本十萬元以上のもの十七年末に大連六十二戸哈爾濱四十六戸ありしものが、十八年末に至り滿鐵調査課の調査に依れば（資本額を明記せず）大連五十九戸哈爾濱は只四十戸を残すのみなり、我東北の製油工業の全滅期も遠きにあらす。

全東三省の各製油工場に於て十六年生産したる豆粕は六千五百二十五萬八千枚あり、十七年には五千三百六十萬一千枚に減したり。十六年には各工場共年平均百五十日を操業したるに、十七年に至り百日の操業に減したり。最近統計なきに依り判明せざるも、最近數箇月來大連製油工場中只二三軒操業するのみにて、時に停業を餘儀なくせらる。哈爾濱は停業したるもの二十軒近くあり、其餘の一二軒も亦操業停止に類す。東北製油工業の大勢は已に知るへし。本年來各國經濟界は恐慌を呈し居り、製油工場の製産は日本獨逸に輸出するもの一落千丈となり、我東北の製油工業の全滅期も遠きにあらす。

三、造酒工業 東北造酒工業は對露輸出が大宗をなし、地賣は僅かに其の一部を爲す。ソヴェートロシア革命前は一時極盛たりしことあり、吉黒兩省か其の優たりしが、ソヴェートロシア革命後は對外輸出は損失を受け、現在北滿には只十七戸あるのみにして大半か露人經營なり。滿鐵沿線は僅々十軒内外に過ぎず、十年前の造酒工場は地方の經濟上に於ける勢力は今日の銀行業の如きものなりしも、茲數年間に何れも倒産して殘餘なし。

四、紡織工業 海關統計に依れば、大連、營口、安東三港か最近四年間に輸入したる棉糸布は總計一百四十餘萬あり（毎年平均四十萬捆）

若し之れを現在の市價に計算せば、一捆現大洋二百五十元、毎年東北に入る棉糸布は一億元餘に達す。目下東北地方に自國人經營規模稍大なる紡紗廠は遼寧紡紗廠一軒のみにして、十八年度の産額は僅か一萬五千捆にて、昨年三港輸入數量に達するには同一規模の紡紗廠二十四廠あるに非ざれば地方の需要を（二萬鍾とし）満足せしむるに足らず、現在日本人か東北方面に對し大量棉布を直接輸入する外、遼陽に滿洲紡績會社（三萬鍾）金州に内外



棉花株式會社、滿洲織布株式會社等の六大工場あり、資本は何れも金十萬元以上を有し、最近金州の内外棉は九萬鍾に擴張する計畫あり、其の進展の迅速なる殊に驚くの外なし。此の時に當り自國産業の發展を期せざれば、前途の危機何ぞ憂慮にたへんや。我東北は本から著名なる産棉地にして我國棉織工業の將來に最重大なる使命を有す。英國六千餘萬鍾、米國四千餘萬鍾、日本八百萬餘鍾の實力ありし雖、我政府の保護宜しきを得ば、將來列強と競争し進展する可能性あり。

五、其他燐寸業 先きに日本商人は内地に工場を設立し、我國斯業者等は之れが壓迫を受け、最近又瑞典燐寸ダンピング政策の打撃を蒙り、華商は團結して政府に專賣制の實行を請願したりし雖も、尙圓滿解決を見ず、生産過剰の状態に陥る。東北各火柴工場は年産六十五萬箱あり、當地の最大消費額は三十五萬箱に過ぎず、華商は資力薄弱にして瑞典燐寸如何にして持久戦を爲すことを得んや。此他各種の幼稚なる工業は其と同様に悲境裡にあり故に贅述せず。

我國工業の失敗せる現勢は上記の如く、要するに政府は速に救済策を講ぜずんば、東北工業は勢ひ全滅に歸し直接には企業家の失敗となり、間接には我國國民經濟破産を來し、權利喪失社會は動搖し前途實に憂慮にたへず、我々の見る所目前の急務は政府に於て速に保護方策を確立し、左記各點を前提とすべし。

- (一) 政府は明命を以て水陸運賃及各種苛捐雜税を輕減すべし。
- (二) 政府は資金を融通する銀行を設立し長期低利資金の貸出をなし、各生産機關をして帝國主義經濟侵襲を防止すべし。

(三) 真正平等の通商條約を訂結し、外人に支那に工場を設立することを制限す。

(四) 關稅を引上げ外貨を防止し保護政策を勵行す。

(五) 政府は指導機關を設立し技術上の進歩を圖る。

右案は審査會に於て「原則通過、辦法第一項の「……及び各種苛捐雜税を輕減すべし」をあるを「……を輕減及び苛捐雜税を免除すべし」を改むべし。其他通過」を決議し三日の第二次大會に上程されたが、此際武白晨氏東北商業の地位の重要なを説明し積極的に保護すべく説いたが、衛挺生、馬趙俊氏等より地方的問題は工商財政部をして出場税問題の中に相當の方法を講ぜしむべし、或は商業保護政策は國家を以て單位となし地方を以て單位とすべからず等の論あり、關係重大故再審査に附す事となつた。再審査の結果は

「東北は外人の經濟侵襲を受けること、内地の情形に較べて特別に嚴重且つ大である。豆小麥は輸出の重要地位を佔めて居るものであるから、政府をして特別の經濟政策を規定せしめ、各種の基本工業をして確切に保護せしむべし。原案は工商部に送り採擇を請はしむべし」

を決定、六日の第五次大會に上程報告され再審査の決定通り通過した。

### 第五節 國際貿易及運輸に關する審査及決議（第二組）

國際貿易及運輸事項に關するものは第二組をして審査せしめた。提案数は三十八。これを(一)國際貿易、(二)商品検査、(三)運輸事項の三項に分ち審査したが、この内國際貿易の項に就き概況を誌せば次の如し。



これに關する提案の重要なものは、（一）海外直接貿易の發展策（第一案工商部）、（二）對外貿易方針の確定（第六案廣東建設廳長鄧彥華氏）（三）中國對外貿易の統一（第二十案唐啓賢氏）等であるが、就中工商部提出の海外直接貿易の發展策がその代表的のものである。この提案の内容を説明すれば次の如し。

一、海外直接貿易の發展策（工商部提案）

理由。中國最近三ヶ年輸入平均は十六七億元、輸出平均は十二三億元で合計約三十億である。之れを民國四年以前に較ぶれば輸出入ともに倍加して居る。この三十億元の貿易に對し、その大部分は外國人の手に繰られて居る次第であるが、之に對抗して新局面を創設して以て中國の對外貿易を發展せんとするには次の如き辦法を要す。

- （一）内外工商業の實際調査機關の設立、（一）驗外商務專員の設置（本部に於て準備中）、（二）輸出貿易專任委員事務處の設置（上海、漢口、天津、廣東、青島、大連、重慶の七ヶ所とし先づ上海より始むべく、當初は上海の工商訪問局之を兼ね）、（三）輸出貿易特約委員事務處の設置（營口、秦皇島、奉天、哈爾濱、芝罘、九江、蕪湖、南京、福州、汕頭、長沙、梧州、蒙自等に置き、工商部指定のものに商會より費用を支出）
- （二）國際爲替銀行の創設、三中全會の決議により國務會議の決議を経て本部をして創設せしむべく決定し居れり
- この銀行の特殊點は貸付、爲替、海外倉庫設置の三點とし、官民合辦を以て最も效果ありき。
- （三）國際貿易總公可設立の提督。詳細なる規則は政府より發布す。

- （四）海上運輸の創辦。（一）海外運輸會社の發起。（二）資本其他に關する規定作成。（三）航路は南洋を最初とす。
  - （四）船の噸數は總理の實業計畫に基き一萬二千噸、一萬四千噸、三萬六千噸の三級とす。
  - （五）海上保護の創立。（一）發起。（二）準備。（三）中國名保險會社の加入。
  - （六）國際貿易委員會の組織。（一）委員會の組織。（二）同專門委員會の組織。
- 右案は審査會に於て全部通過大會に於ても審査通り通過した。

第六節 勞働問題及科學管理に關する審査並決議（第三組）

勞働問題及科學管理並に産業の合理化は第三組に於て審査された。この内勞資協調問題及産業合理化問題の内容次の如し。

第一項 勞資協調問題

この勞資協調に關しては工商部より次の如き勞資協調實現方案を提議した。

一、勞資協調實現方案

- 一、雇傭者被雇傭者共下記の事項を諒解すべし。
- （一）工場は双方の共同を以て生活得到の機關とす。（二）工場は社會の需要品を供給する場所とす。（三）双方の關係は手足の如く、分離すべからず。（四）双方の過により罷業起るは相互の損失のみならず社會も亦影響を受く。



- 二、勞資の契約は雙方同数の代表を出し當該地の主管機關の人員と共に共同調印すべし。
- 三、前項の契約内容の記載事項。(一)労働時間及時間外労働に對する賃銀。(二)賃銀の支給。(三)獎勵及び懲罰方法。(四)契約有効期間。(五)契約未滿前の修正の能否。(六)契約地點及期日。(七)契約人姓名。(八)該地の勞資雙方の習慣。(九)其他。
- 四、賃銀の最低額は労働者をして日常の生活を爲さしめ得るを要す。
- 五、労働者を募集するには可成字を識るものを選ぶ可し。
- 六、工場側は工商部の工人教育計畫綱要により労働教育を行ふ可し。
- 七、工場の衛生設備。
- 八、工場側は下記の事項を行ふべし。(一)労働保險。(二)儲蓄會。(三)組合
- 九、毎土曜日に労働者全部の集會を行ひ、徳育及智育に關する演説を行ふ可し。
- 十、毎月一回演劇或は其他の遊藝會開催。
- 一一、労働者宿舍の管理及訓練専門の人員設置。
- 一二、毎年労働者に對する獎勵金の制度を設け、労働者をして株主たらしむべく努むべし。
- 一三、労働者請負制度の廢止
- 一四、工場は労働者の家庭及び生活の實際状態に對し注意すべし。
- 一五、工場の生産と賣行及び原料購置状態を労働者に明かにすべし。

一六、毎月少くとも一回の工場會議開催。

一七、労働者の能率増進とその獎勵。

一八、労働者を指導するものは、(一)國民黨の黨義。(二)政府の労働保護の意義。(三)黨と工會との關係。(四)自己の使命を諒解すべし。

この案は審査の結果、原則通過、第二項は「調印の上該地政府に届出でる事」。第五項除去。第九第十項は同数記載の必要なく、第十二項の下に「新株募集の時は労働者に優先權を認む可し」。第十六項は保留。第十七項には「もし生産量要額に足らざるも其の過は労働者に在らず處罰するを得ず」と附加すべしとなつた。この案は十一月四日の第四次大會に上程されたが、各委員の發言多く、中には撤回論も出でたり、工商部長孔祥熙氏説明を加へたり、約一時間に亘つて辯論された上、再審査に附せられる事となり、再審査委員の事で又もや憫著を起したが、採決以前に審査委員に第五組の主席を加へ再審査を行ふ事となつた。而して再審査會に於ては再審査の結果、審査案を基礎として唯第一項に「工場管理權は工場主側に在り」の一項を追加し、原案の四、五、九、十、十五、十六の各項を册除した報告を作成、これを五日の第五次大會に上程、表決の結果通過するに至つたのである。其他労働問題に對する各種の議案があるが大同小異であるから省略する。

#### 第二項 科學管理

科學管理及び實業合理化に對しては數個の提案があつたが審査會に於ては審査の結果各案を蒐めて別に一案を作る事と決し、委員王雲五、劉鴻生の兩氏をして起草せしめた。その案は「科學管理を提唱して實業の合理化に達す



る案に名づけられ、説明及理由が述べられ辦法として次の如くあけられた。

甲、科學管理法案に關するもの。(一)工商部より各省市政府の工商行政主管機關に命じて、工商界の有力者を召集して、中國工商管理協會分會を組織せしめ、科學管理法實施方案を研究せしむ。(二)工商部より各業の各工場に對し、可能の範圍内に於て工作標準を作らしめ、右標準を越へて成績をあげし工人に對して獎勵金を給せしむ。(三)全國工商會議をして宣言を發表して科學管理方法の研究及其實施に贊成せしむ。

乙、實業合理化に關するもの。(一)中國政府は全國實業合理化研究會を組織す。(二)同會は全國經濟の整頓計畫を研究するを目的とす。(三)同會は實業行政の主管或は關係ある各機關即ち建設委員會、財政、工商、農礦、交通、鐵道部等。各學術團體即ち中國工商管理協會、中國科學社、中國工程學會、中國經濟學社、中華農學會等。全國の職業團體即ち全國商會聯合會。未だ全國協會を組織せざるものは重要都市の職業團體即ち上海銀行公會等。勞工團體の代表等を以て組織す。(四)前條の各項機關團體は代表若干人を派して基本委員とす。(五)基本委員は前項第三條に屬せざる専門家若干人を併せ同會委員會を組織す。(六)分組委員會若干を設け第三條の機關團體の委員を以て之を組織す。(七)同會には幹事部と研究部とを設く可し。(八)同會の費用は中央政府より支給すべし。(九)同會は工商部より任命せる部員及び招聘せる専門家を以て之を籌備す。

この案に對しては本會議に於て種々發言されたが、採決の結果は原則通過、詳細の解決は工商部をして論議せしむと決定通過した。

### 第七節 金融及稅捐に關する審査及決議（第四組）

工商金融及稅捐事項の審査を爲す第四組は提案九十、これを金融と商稅の二項に分ち審査したが商稅の項では請願、厘金廢止及稅捐の三部に分ち之を審査した。請願に關するものは大會に上程する必要を認めず、工商部は本會の報告を得て各關係機關をして辦理せしむる事となし、又厘金廢止に關する提案は現に國民政府に於て裁厘の實行を明示し居るにより原則上討論の必要なしと認め唯この提案の報告を工商部に爲すに止めた。又稅捐に關するものは、國定輸入稅率、同輸出稅率、洋貨の免稅取消及戻稅、特稅の原則、營業稅、郵包稅の廢止、手工製品の免稅、地方稅の省内劃一、華僑製品の輸入稅の減稅など五十餘あり、これに對しては前記表示の如き簡單なる審査報告を付し大會に於ても殆んど異議なく其儘通過したのである。又金融の部では、幣制に關するもの、工商銀行設立、國貨銀行設立中央銀行に關するもの、工商金融の整理、手形及債券法に關するもの等に分けて審査報告を爲し、工商銀行に關するものに對し再審査を行つた外、その他異議なく可決通過した。この組で注目すべきものは萬儲蓄貯會（佛人經營）の取消建議に對し審査會では禁止命令を出させ全國に通電すべしと報告されたが大會に於て討論稍久しくその結果は「凡て儲蓄に關するものは取締る可く、取締方法は工商部と財政部と共同して作成せしむ」ミアツサリ片づけられた事であつた。

### 第八節 工業發展及國貨提唱並に保護に關する審査及決議（第五組）



工業の發展及國貨提倡並に其保護に關する議案は第五組に於て審査討論された。審査會に於ては提案を（一）基本工業。（二）固有工業。（三）國貨提倡。（四）工業原料。（五）工業製品の統一。（六）其他を分けて各項大要次の如く審査した。

第一項 基本工業

基本工業に關する提案中、工商部は「基本工業創辦の獎勵」といふ提議をなして居る。これは此項に關する代表的のものであつて、提案理由説明には、國民政府は既に特殊工業獎法を發布して居るが、その法律は、既に設立されたる成績の優秀なるものに對するもので、設立に對しては何等の獎勵法も講じてない。又同法は國貨の獎勵であるが故に比較的規模大なるものなるを要し、比較的規模少なるものに對しては獎勵の方法が講じてない。この提案はこの點を主旨とするものであると説きその辦法として次の如く擧げて居る。

一、獎勵の方法、既に創立されたる基本工業にして特種工業獎勵法の條件に合するものは同法の獎勵を受けるが創立の始めに於て確實なるものは地方政府或は中央政府より下記の如き獎勵を行ふ。（イ）專製權。一區域に於ける若干年の專製權。（ロ）補助。資本不足なるものに對する地方及中央政府の補助。（ハ）利息保證。開業當初に於ける利息の保證。（ニ）一部材料機具の免税。

二、獎勵施行の順序。（イ）工商部より基本工業創辦獎勵條例を作成し國民政府の審議を経て公布施行す。（ロ）各地方政府は前項の條例原則により該地の狀況を斟酌し施行細則を作成す。

その他民營基本工業の獎勵に關する提案は四五件あり、これを合併審査して各案の長所を持ち方案を決定した。

其他この基本工業に關する審査及決議の重なるものを二三摘記すれば次の如し。

（一）製鐵に關するもの、提案はこれに關し五六件あり、合併審査の結果は（一）全國既設の製鐵工場の整理。（二）全國製鐵工場區域の規定及其設立の順序。（三）製鐵の敗路を決定し政府より全國各機關に對し國産品を使用することを命令す。（四）保護稅則及優待送貨の規定。（五）鐵礦廢鐵及び製鐵に必要な各種金屬原料の輸出制限。審査會で決し大會に於て通過した。

（二）砂糖業に關するもの製糖原料の培植及び粗糖製造工場の設立を根本策とし、目前の策は既設の製糖工場の整理とし。（一）糖業公債の發行。（二）製糖事業の振興。（三）糖業委員會の組織等を規定し、これも審査會の案の如く大會を通過した。

（三）外資利用 外資利用に關するものは「外資を吸収して國營事業の發展策」及び「外資を利用して基本工業振興策」の二提案があつたが、兩案とも孫文氏の建國大綱により外資を輸入し國內の大工業を發展せしめんといふもので、提案原文は發表なきも審査狀況發表に依れば再審査に付した結果原文第一項の借款法は舊借款に影響するを恐るゝあり、第二項の總工程師、總會計を外人とし、これを投資者によつて推薦せしむる事は不可、第三項の償還法は實狀に合せずなされたが、原則として外資の利用は必要と認め、借款方法に就いては政府で行ふ「外資利用方式」及財政部で行ふ「外人投資方式」に同意すとの決議大會に於て通過した。

其他製紙、窒素工場、硫酸工場、人造生糸、電信材料、自働半製造工場、皮革工場、水力電障發電所等の提案は悉く審査會に於て原則通過、或は工商部の參考として採用し大會に於ても審査報告り通過した。



第二項 固有工業

固有工業に屬するものは、基本小工業の發展策、桐油、豆、小麥、漆、磁器及陶器業の發展、製茶、生糸工場等に關するものであるが、概して前表題目の如きもので内容も特に著しい點もないから省略する。

第三項 國貨提唱

國貨提唱並にその保護に關する提案は十數千に上つたが審査會ではこれを合併審査しこれを綜合して次の如き報告を作つた。

- 一、税捐に關するもの 保護政策を採用し國貨に對する減税或は免税を實行し、外國品に對しては輸入税を重くすべし。
- 二、金融に關するもの 政府より國貨關係に對する國貨銀行の貸付けを増大せしめ一方全金融機關に對して國貨事業の發展を助けしむ可し
- 三、使用に關するもの 政府先づ範を示し外國品を使用せず且つ適用なる國貨使用條例を作る可し。
- 四、陳列に因するもの 各市縣政府に通令して國貨陳列を所く可し。
- 五、獎勵に因するもの 政府に於て獎勵法規を制定、發明及國産を以てする外國品模造を獎勵すべし。
- 六、商場に因するもの 政府より各市縣政府に通令して國貨商場を積本的に設けしむ可し。
- 七、團體に關するもの 政府に於て國貨提明委員會を組織せしめ且つ各省市縣政府をして該地の國貨製造者と共に同委員會を組織すべし。

八、基本事業に關するもの。機械製造、畜牧の改良等に對しては政府より特別補助を災へ獎勵及指導を爲す可し。  
九、人才養成に關するもの。政府は各國貨製造者の海外視察を獎勵すべし。  
十、宣傳に關するもの。國貨廣告税を免除し各團體及商店をして廣告其他の宣傳方法に注重せしむ可し。  
十一、検査に關するもの。各地の國貨検査をして容易ならしむよう政府より各局に對し令せしむ。  
等を議決し大會に於ても通過した。此外國貨製造に關し毛織事業の振興並に西北に工場設置の提案が數件あつたが、これは合併審査の結果。

- 一、地點。西北は阜南、靖遠、中醫、寧夏、平羅等の縣に。東南は廣東、上海、天津、奉天等に工場を設く。
- 二、資本。政府より東南各人士の投資を獎勵せしめ、西北は人民の財力薄またより政府より資金を集めて開始す
- 三、原料。土産の毛を主とす。
- 四、製品。先づ堅實にして實用向きのものを製す。
- 五、敗路。政府をして軍事、警察、學生の各機男職員の服に使用せしむ。
- 六、改良。工商農工兩部をして提唱獎勵せしめ羊種の改良を行はしむ。
- 七、人才。工商部教育部をして専門人才の養成に當らしむ。

第四項 工業品の品質統一

工業品の品質統一に就ては工商部より之に因する規定の提案があつた。その規定辦法は

- 一、工業品品質統一委員會を設立し關係各官廠團體及民間工場の代表を以て之を組織し工商部長を會長とす。委



員は會長撰擇し國民政府より任命す。

- 一、同會に調査會を設け統一すべき品名及製造方法材料等を研究試験す。其分類は次の如し（一）土木建築業、（二）機械工業。（三）電氣工業。（四）自動車及航空工業。（五）運輸工業。（六）航船工業。（七）鋼鐵業。（八）特種資金業。（九）化學工業。（十）紡織工業。（十一）礦業。（十二）農業。（十三）木工業。（十四）製紙工業。（十五）陶冶工業。（十六）雜工業。

三、同會は萬國品質統一協會に参加し同會の成立せる國家と連絡す。

四、同會に審議會を設け學識經驗あるものゝ充て調査の結果は審議委員會に交附し選擇審議せしむ。

五、同審議會は金屬材料部（内に四專門委員會設く）。非金屬材料部（五專門委員會）。電氣及器具（七專門委員會）機械及掘出部（八專門委員會）に分ち且つ各部より委員を出し名詞統一委員會を設く。

六、審議會に於て品質決定後は工商部及各部會と協成の後政府の命令を以て標準格式を公布し、内容は別冊に印刷し關係官廳學會協會學校工場等に分配し實行せしむ。

七、國家機關の工事に要するものは特別の情況にあるものの外は公布の品質による可し。

八、工業の保護獎勵及取締等の法規中の關係事項はこれにも引用す。

九、民間工場に對しては地方官廳及工業團體これか説明或は告示をなし普及を圖る可し。

此外同様の提案があつたが、この工商部提案に合併審査の結果、此案を基礎とする事に決し大會に報告採決の結果工商部をして施行せしむ可しと決定した。

### 第九節 失業救済及工商業救済に因する審査組織（第六組）

失業救済及工商業の救済は第六組に於て審査された。提案總數三十九、これを失業救済及工商業の救済に二分 classi して審査せしめたがその各々に於て各提案を合併審査しその結果救済辦法として次の如く決定した。

#### 第一項 失業救済

- 一、國貨の提唱を強制式の永久勸誘を以て全國をして適切に實行せし可し。
- 二、勞働者側は過分の賃銀増加を要求すべからず、資本家側は獎勵金を給與して勞資の協調を實現すべし。
- 三、國營民營の限界を明かにし以て投資者の地位を保障すべし。
- 四、手工業品の製出に對しては全部免税とし以て獎勵し且國貨銀行より手工業に對し便利を與ふ可し。
- 五、工商部に於て職業紹介法を發命したる後全國紹介事務局を試辦すべし。但し事前にその人才の養成に注意すべし。
- 六、工商部は農礦部と協議し各省の開墾地域を調査し之を公表して人民の移植に便すべし。
- 七、失登業登記統計及び失業概況の調査を行ふ可し。
- 八、職業教育を廣む可し。
- 九、實業の振興及創立。
- 十、失業保險法の制定。



- 十一、關稅保護政策の採用。
  - 十二、既設の工場をして停業及範業を發生せしむ可からず。
  - 十三、工場製品の賣行き停頓せる時に對する政府の保障を設く可し。
  - 十四、商品の販路により簡易工場を設く可し。
  - 十五、西北各省の水利の振興。
  - 十六、職業現狀の調査。
  - 十七、都市に於ける職業指導の實施。
  - 十八、失業救済法規の制定。
  - 十九、政府に於て華僑の資本を以て實業を振興する你策を講ぜしむ可し。
  - 廿、工商部教育部をして工商専門科を重視し技藝を發達せしむ可し。
  - 廿一、工商部をして各省に令して生産を開發せしめ停業せる各工場を實現せしむ可し。
- この報告が大會に提出せられた時、第十二項の停業罷業云々に就て議論多く結局この條項を册除して大會を通過した。

二、普通工商業の救済

この工商救済の提案中には各個々の事業に因する救済請願なごもあつたが、これを除いて普通工商業救済に對する審査會の報告は次の如くである。

- 一、各地の商會より各業者をしてその業務の可否の狀態を報告せしめ工商部をして獎勵或は救済せしむ。
- 二、工商部をして各省各業の團體と聯絡せしめ代表を推選し商業維持委員會を作らしむ。工商、財政、交通、農礦、鐵道の各部はこの委員會の當然委員とす。
- 三、工商部より國營民營の限界を明瞭にし人民の投資に對する興味を開く。
- 四、國內既設の工場に對しては貨稅の免除を考慮し原料の仕入れを助け製品の増加を圖らしむ。
- 五、各重要實業に對しては政府より資本を補助して模範工場を作る。
- 六、政府に於て工商銀行を組織せしめ實業工場の金融を圓滑ならしむ。
- 七、日本が専門家を招聘して實業の指導機關を設けし如き方法を政府に於て行はしめ、一切の施設を科學と經濟に合致せしむ。
- 八、民主主義の原則により私營業を保障し國民經濟の發展を助く。
- 九、國立の酸類及アルカリ製造工場を設け化學工業の發展を圖らしむ。
- 一〇、國際爲替機關を設け國際貿易の基礎となし外國商の金融操縱による損害を免れしむ。
- 一一、國內國外の調査を重視し以て全國生産の進歩を圖らしむ。
- 一二、勞資の紛糾は政府に於て保護調停す。
- 一三、中央政府に請ふて一切の苛稅雜捐を取消さしむ。

右の報告も大會に於て第十二項の勞資紛糾の保護調停の様に異論あり、結局この項を册除し他は全部通過した。



### 第十節 全國工商會議宣言及閉會式

工商會議は開會するこゝ八日、その間七回の大會を開らき各種の決議を行つたが、十一月九日午前の第七回大會を以て議事の議決を終り、大會宣言を通過した後閉會式を舉行、來賓の演説なきあつて終會した。その大會の宣言は十項の問題に涉り大會の態度を表明したもので大畧次の如し。

#### 一、全國經濟會議宣言

國民革命の完成は民生主義の實現を以て最高の目標とす。而して訓政時期の經濟建設は總理の實業計劃を遵守して生産事業を發展せしめ國民經濟を増進せしむるが唯一の要圖である。茲に全國統一し建設始まる時、第一回の全國工商會議舉行せられその時日は僅かに八日と雖も討議したる提案は四百有八に上り、各問題に對し慎重なる審議を経て議決を行つた。その要旨を述べれば次の如し。

(一) 經濟侵略抵制に關するもの。總理の言に『中國は國際平等の地位に達したる後始めて國民經濟及一切の生産は充分の發展を爲し得べし』と、不平等條約の廢除、領事裁判權の撤廢及び保護關稅の勵行は實に我國の幼稚工業をして發展せしむる基本條件である。

(二) 聯合經濟に關するもの。諸外國の工業と競争せんすれば必ず大規模の製造と最新式の組合販賣方法を講じ資本及原料並びに機械人才を集中して當らねばならぬ。最近燐寸磁器類は既に聯合經濟或は聯合販賣を開始し外國のダンピングに對抗し居れり。以後更らに絲綢、綿布、茶、礮、セメント、桐油、大豆等諸重要工商業も

亦同一方法に依つて對抗せねばならぬ。

(三) 稅制整理に關する者。生産の發展は酷稅の廢止を以て前提とす。國民政府は廿年一月一日より裁厘の明令を出しあり、本會議の提案にして之に及ぶもの五十余件、以て裁厘渴望の情を知る可く政府の實行を望むものである。

(四) 幣制の改良に關するもの。幣制の改良に對しては政府既に方案あり、本會議に於ては先づ銀元の統一、兩の廢止及び紙幣發行制度の確定、然る後漸次に金本位制採用を希望せり。

(五) 科學管理法及び實業合理化に關するもの。我國の工業落伍は科學管理法及實業合理化を勵行して挽救を謀らざる可からず、米獨の工商業發展茲に在り。本會に於ては全國實業合理化研究會及び中國工商管理協會の發展充實を決議したり。

(六) 基本工業に關するもの。基本工業は一般工業發達の母なり。本會に於ては政府に於て酸類、鐵、練炭、羊毛等の基本工業計畫を最短期の間に實現し、一方製紙、製糖人造生絲等に對する獎勵をも決議せり。

(七) 固有工業に關するもの。我國固有工業の發達を圖り殊に歐米人士に好評ある手工業品の發展に對し科學方法の應用並に利用により技術の改進と生産の増加を圖らんとし居れり。

(八) 勞働者の福利に關するもの。總理の言に『中國の患は貧に在り、貧は則ち富源を開發して以て之を富ましむ可し』又曰はく『生産力の充分なる發展は勞働者の生活狀況を改善する機會あり』と。この趣旨に基き勞資協調の策を定めたり。

(九) 失業問題に關するもの。失業の救済は生産の發展以外方法なし。之か爲め投資の保護、金融の鞏固、新興工



商業の獎勵、職業教育の提唱、失業保險、職業紹介等を決議したり。

(十) 國際貿易に關するもの。大量の商品の國外輸出は一足を進めし國貨提唱である。これが爲めに國際爲替銀行の充實、海外運輸の創辦、商務員の派遣、國際貿易協會の設立等を定めたり。

之を要するに全國の經濟組織は一大有機體である。この有機體の充分なる發展を圖らんと欲すれば全民族の共同努力に俟たねばならぬ。この共同努力を爲すものは我が工商界が實にその中堅を爲す。惟政府人民共に一體となつて始めてこの効が現れる。我が工商界の中央擁護、政府の地方肅清政治刷新これあつて始めて和平統一に至り、民生主義の實現、國際地位の平等にして、營に商工界の福利のみに非ず、我全民族の光榮である。

上海滿鐵調查資料第十編（滿鐵支那月誌特刊）

昭和五年十一月二十八日發行  
昭和五年十一月二十八日發行

（定價銀參拾仙）

編輯兼  
發行人  
宮 本 通 治

印刷人  
上海海甯路一四號  
蘆 澤 多 美 次

印刷所  
上海海甯路一四號  
蘆 澤 印 刷 所

發行所  
上海黃浦灘路二四  
滿鐵上海事務所研究室



14.5  
216



終

